

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要 (3/5変更予定)

趣 旨

緊急事態措置を実施すべき期間の延長に伴う見直し

主な内容

- 緊急事態措置を実施すべき期間の延長
- 令和3年3月8日から21日までとすること。
※緊急事態措置を実施すべき区域
埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

感染の再拡大防止に向けて

令和3年3月8日からの取組

■ 今後の対策の考え方

「感染を防ぐ行動の徹底・定着」と「再拡大防止に向けた対策」

- ・人の移動や会食機会の増加といった感染リスクが高まる時期に備える
- ・安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進める

■ 当面の目標 道の警戒ステージ2以下（新規感染者数133人 (10万人当たり2.5人)/週以下、病床全体250床以下）

■ 対策のポイント

感染防止行動の実践（道民の皆様等に対する協力の要請）

外出	緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える など
飲食	「黙食」の実践 など (4人まで、短時間、深酒せず、大声出さず、会話ではマスク)
職場	業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める など

特に、今年の年度末・年度始めでの行動の徹底

歓送迎会など　歓送迎会や新歓コンパ、飲食につながる謝恩会等は控える

入学、着任など　引越時期を分散化するため着任日は柔軟に対応する

感染再拡大の予兆の探知等（道の取組）

■ 隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査、ウイルス「変異株」の監視強化、ワクチンの接種体制の構築などに取り組む。

予兆に対する迅速な対応（道の取組）

■ 集団感染には、感染症広域支援チームを迅速に編成し、現地に派遣

■ 感染の再拡大が見られる場合は、

- ①地域の感染状況を振興局毎にモニタリングを行い、注意喚起し、
- ②さらに感染拡大が見られる場合には、期間、地域、業態を特定し、外出自粛などの強い施策を講じ、
- ③地域での感染拡大がさらに進み、*道内全体に拡大した場合には、「まん延防止等重点措置」について、国への要請を早期に実施する。

（＊全道の新規感染者数が10万人当たり15人/週超）